

平成 28 年第 4 回大仙市議会定例会会議録第 3 号

平成 28 年 12 月 8 日（木曜日）

議 事 日 程 第 3 号

平成 28 年 12 月 8 日（木曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 193 号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 3 議案第 194 号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 4 議案第 195 号 大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 5 議案第 196 号 大仙市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 6 議案第 197 号 大仙市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 7 議案第 198 号 大仙市水道事業給水条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 8 議案第 199 号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について
(質疑・委員会付託)

第 9 議案第 200 号 八乙女温泉さくら荘の指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)

第 10 議案第 201 号 大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設及び大仙市協和遺跡・陶芸の里交流施設の指定管理者の指定について
(質疑・委員会付託)

第 1 1	議案第 2 0 2 号	大仙市八乙女交流センターの指定管理者の指定について (質疑・委員会付託)
第 1 2	議案第 2 0 3 号	大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコートの指定管理者の指定について (質疑・委員会付託)
第 1 3	議案第 2 0 4 号	大曲駅東駐車場等の指定管理者の指定について (質疑・委員会付託)
第 1 4	議案第 2 0 5 号	平成 2 8 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について (質疑・委員会付託)
第 1 5	議案第 2 0 6 号	平成 2 8 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について (質疑・委員会付託)
第 1 6	議案第 2 0 7 号	平成 2 8 年度大仙市一般会計補正予算 (第 6 号) (質疑・委員会付託)
第 1 7	議案第 2 0 8 号	平成 2 8 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
第 1 8	議案第 2 0 9 号	平成 2 8 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
第 1 9	議案第 2 1 0 号	平成 2 8 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
第 2 0	議案第 2 1 1 号	平成 2 8 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
第 2 1	議案第 2 1 2 号	平成 2 8 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
第 2 2	議案第 2 1 3 号	大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (説明・質疑・委員会付託)
第 2 3	陳情第 5 0 号	通町 2 区市道への消雪設備導入に関する陳情書 (委員会付託)
第 2 4	陳情第 5 1 号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情 (委員会付託)
第 2 5	陳情第 5 2 号	地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書 (委員会付託)

- 第 2 6 陳情第 5 3 号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への
意見書提出の陳情 (委員会付託)
- 第 2 7 陳情第 5 4 号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、
現行制度の継続を求める国への意見書提出の陳情 (委員会付託)
- 第 2 8 陳情第 5 5 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株
式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情 (委員会付託)

出席議員 (27 人)

1 番 佐 藤 芳 雄	2 番 秩 父 博 樹	4 番 佐 藤 隆 盛
5 番 後 藤 健	6 番 佐 藤 育 男	7 番 石 塚 柏
8 番 藤 田 和 久	9 番 佐 藤 文 子	10 番 小 山 緑 郎
11 番 茂 木 隆	12 番 橋 村 誠	13 番 古 谷 武 美
14 番 金 谷 道 男	15 番 高 橋 幸 晴	16 番 富 岡 喜 芳
17 番 大 野 忠 夫	18 番 小 松 栄 治	19 番 渡 邊 秀 俊
20 番 佐 藤 清 吉	21 番 児 玉 裕 一	22 番 高 橋 敏 英
23 番 武 田 隆	24 番 大 山 利 吉	25 番 本 間 輝 男
26 番 鎌 田 正	27 番 橋 本 五 郎	28 番 千 葉 健

欠席議員 (0 人)

遅刻議員 (0 人)

早退議員 (0 人)

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	老 松 博 行	教 育 長	吉 川 正 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	佐 藤 芳 彦
企 画 部 長	小 松 英 昭	市 民 部 長	高 階 仁

健康福祉部長	小野地 淳 司	農 林 部 長	今 野 功 成
経済産業部長	小野地 洋	建 設 部 長	朝 田 司
上下水道部長	進 藤 孝 雄	病 院 事 務 長	富 樫 公 誠
教育指導部長	伊 藤 雅 己	生涯学習部長	山 谷 喜 元
総 務 課 長	福 原 勝 人		

議会事務局職員出席者

局 長	伊 藤 義 之	参 事	堀 江 孝 明
主 幹	齋 藤 孝 文	副 主 幹	富 樫 康 隆
主 席 主 査	佐 藤 和 人		

午前10時00分 開 議

○議長（千葉 健） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

○議長（千葉 健） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（千葉 健） 日程第1、本会議2日に引き続き、一般質問を行います。

15番高橋幸晴君。

（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、15番。

【15番 高橋幸晴議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○15番（高橋幸晴） 改めまして、おはようございます。今年も師走となりました。あと二十日余りで平成28年も終わろうとしております。この季節になりますと、各市町村で今年の重大ニュースはどのようなものがあるかなというようなことが、そろそろ取り沙汰されていく時期であります。私ども大仙市でもいろんなことが今年ありまして、比較的うれしいこと、市民にとっては大変勇気づけられたことが多くあったのではないかなと、こう思います。何と言っても4年に一度行われますリオのオリンピックに我が大仙市から3人が出場できて、大変大健闘をしていただいたということにあらうかと思

います。特にマラソンに出場した佐々木悟君は、日本人として最高の16位に入りました。8位入賞は逃しましたけれども、大健闘ではなかったかなと思います。

続いて、夏の甲子園、大曲工業が初出場しました。相手は大変強豪の花咲徳栄高校、屈指の大投手高橋投手を相手にして、それまで無失点記録で投げとおった高橋投手を打ち砕いて、ホームラン1本を含む10安打を放ちました。これも我々大仙市民にとっては、大変感動の戦いでありました。

そして、第90回の大曲花火大会、前の日まで毎日の雨模様で職員の皆さんが大変ご苦勞をされたわけですが、そのご苦勞の甲斐あって、当日は大変好天に恵まれました。ホームセンターでは、前の日まで雨具はほとんど売り切れ、そして当日は好天に恵まれて気温も高かったので、飲み物、それから食べ物、全部ほとんど売り尽くしたというようなことで、しかも74万人の大変な人出、誰がどうやって数えたかわかりませんけれども、大変な人であったということでもあります。大成功でした。

次に、500歳野球、184チームが過去最多出まして、試合中は好天に恵まれたということでもあります。あまり好天過ぎて開会式の入場式、選手の姿が全く見えなくなったと、霧がかりの状態もあったわけですが、大成功に終わりました。

それから、法隆寺の管長大野玄妙氏が本市に来ていただいて講演をしていただいたと。大変市民が感動、あるいは勇気づけられる、そういう事柄が多く続いた年であったと思います。

何よりも一番のうれしいことは、大きな災害がほとんどなかったと。そして、基幹産業の稲作が作況指数104ということで、大変農家の人々も安堵したということではなかったかなと思います。

今年は申年でした。難を去って、福を招くと、招いていただいたと、そういう年であったと思いますし、来年は酉年に移るわけですが、福をトリ続ける年であって欲しいなというふうに、こう思います。来年も良い年でありますようにお祈りしたいと思います。

さて、今回通告しました一般質問3件でありますけれども、順次質問いたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず第1点目ですが、米の産地間競争への対応をどう進めるかということでございます。

2018年から国による生産調整が見直されます。現在は、国の配分に基づき、麦や

大豆、飼料用米などへの転作を進めて減反を行っていますが、今後は、生産者、農業団体が中心となって自主的に生産計画を決める形に移行となります。

昭和 59 年に誕生した『あきたこまち』が 32 年となりました。当時までは新潟のコシヒカリ、宮城のササニシキが消費者に支持され、米市場で長く君臨してきましたが、そこに風穴を開けたのがあきたこまちでした。

食味検定の第三者機関である日本穀物検定協会の食味検定で史上最高の 0.944 の評価を得たのです。検定では、米の外観、香り、味、粘り、硬さの 5 項目の採点をもとに、最高点を 1 として総合評価をしているようですが、宮城のササニシキで 0.5 ～ 0.6、新潟のコシヒカリでも 0.7 ～ 0.8 という評価でしたので、今までの横綱を打ち破ったあきたこまちは、全国にこまち旋風を巻き起こしました。

秋田県の稲作は、それまで多収に重点を置き、10a 当たりの収量は全国上位の実績を上げてきました。あきたこまちは誕生によって、それまで慣れていた多収技術を修正し、よりきめ細かな栽培管理と、何よりも農家の意識改革が重要でした。

現在の米の消費動向は、食味検査での特 A のランク付けが大きく左右されるようになってきていると思います。それにあわせるように全国であきたこまちは食味を目指した新品種ラッシュで特 A 米が続々と誕生し、米の産地間競争が激化しております。

過去に県南のあきたこまちは特 A から 9 年間外れたときがあります。天候のためか、生産者があきたこまちは特性を忘れてしまったのか原因は定かではありませんが、全国で北海道、新潟県に次いで 3 番目に米の作付面積の多い秋田県、そして県内でも有数の穀倉地帯を有する本市としては、消費地に信頼される良質な米の生産をし、米市場の評価をさらに高めていく必要があると思います。特 A 米づくりと併せて、市の見解をお伺いいたします。

○議長（千葉 健） 1 番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 高橋幸晴議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、質問のコメ産地間競争への対応についてであります。

マーケットを重視した生産者への意識改革につきましては、本市における米生産の現状は、水田 1 万 7,700ha のうち、およそ 75% に当たる 1 万 3,300ha が水稻で、主食用として 1 万 ha の水田から収穫される米の生産量は、県下はもとより全国でも有数のコメ産地となっております。

また、品種別の作付け状況は、約 87%があきたこまち、次いでゆめおぼこが 6%、めんこいなが 3%となっております。

近年、全国各地で新品種の開発が相次いだことから、一般財団法人日本穀物検定協会が発表する食味ランキングにおいて、「特A」の評価の産地銘柄米は、平成元年から約 20 年間は十数点で推移していましたが、平成 23 年産からはその数が急激に増え、平成 27 年産米においては 46 点が「特A」の格付けを獲得しております。それぞれの産地銘柄米が市場評価を獲得しながら、価格面での優位性と堅実な販売量を確保する中、秋田県産あきたこまちは全国のトップブランドとして、デビューしてから 30 年以上経過した今も健在ではあるものの、販売・価格面で苦戦を強いられております。

県産米が今後、厳しい産地間競争に打ち勝っていくためには、ポストあきたこま치의早期育成が急がれるとともに、全国の銘柄米をリードしてきた「あきたこまち」のブランド価値を維持し、プレミアム感のある上級品から、一定の食味を有する家庭向けに至る需要を確保していく必要があります。

また、中食・外食向けとしては、良質で安定した収量のある「ゆめおぼこ」や「めんこいな」などを組み合わせ、多様なニーズに対応できる生産・販売体制が望まれております。市では、平成 26 年産米の価格の大幅な下落や米の消費が毎年 8 万 t 減少する中、こだわりのある米生産を推奨し、売れる米づくりを推進するため、平成 27 年度から独自の高品質米作付応援事業を立ち上げ、県の認証等を受けた特別栽培米の生産を後押ししております。JA 秋田おぼこにおいてもプレミアムなあきたこま치의生産を推進するため、食味値上位生産者を「おぼこの匠」として表彰する制度を平成 19 年度から実施するとともに、品質向上に向けた栽培技術の徹底を図るため、平成 13 年産米から全ての生産者から栽培管理の情報提供を受け、「お米の通信簿」を交付し、食味に優れた品質の高い米生産を推進しております。

こうした取り組みを通じ、JA 秋田おぼこ産あきたこま치의食味値は、大半が美味しいと認める 70 ポイントを超える形で年々向上し、平成 27 年産米では 73.1 ポイントまで高まっております。

また、消費者ニーズを意識した米づくりを実践する生産者も増えてきており、色彩選別機の導入や整粒歩合を高める選別の実施など、高品質米生産に向けた取り組みが積極的に進められております。

市といたしましては、マーケットを重視した食味・品質の向上に向けたこれまでの J

Aを主体とした取り組みと業務用米の生産・販売に、これまで以上に力を入れ、秋田おぼこ米のブランド力強化を目指し、引き続き、J Aと歩調を合わせながら取り組んでまいります。

次に、「特A」評価の獲得・維持への取り組みにつきましては、毎年公表される米の食味ランキングは、一般財団法人日本穀物検定協会が良質米作りの推進と米の消費拡大に役立てるため、主な産地品種銘柄について食味試験を行い、評価しております。

食味試験の内容としては、白米の「外観・香り・味・粘り・硬さ・総合評価」の6項目について、複数産地のコシヒカリをブレンドした基準米と比較評価するもので、その結果を米の食味ランキングとして毎年2月下旬に公表しております。

県産あきたこまちは、県南・中央・県北の3区分でエントリーしており、それぞれ6カ所の圃場とJ Aから提供されたサンプルについて、県段階で食味検定等を実施し、その中から各地区1点を選定の上、日本穀物検定協会に評価を依頼しております。

県南産あきたこまちについては、平成7年から8年間「特A」で評価されておりましたが、平成15年から9年間は「特A」の評価が得られなかったことから、その後、県を挙げて取り組んだ結果、平成24年から4年連続で「特A」の評価を獲得しております。

毎年公表される食味ランキングの結果は、その年の米の販売量や価格に大きく影響することから、全国の米産地では「特A」評価獲得に向け県を挙げて取り組んでいる状況であります。

秋田県においても秋田米「特A」評価拡大チャレンジ事業等による食味向上技術の定着・普及や、平成34年のデビューを目指した新品種の開発に取り組んでおります。

J A秋田おぼこにおいても、他県で新品種が続々販売され、秋田県産米の地位が非常に厳しい状況にあることから、「あきたこまち」のさらなる食味・品質向上が今後の課題と捉えております。このため、特別栽培米の取り組みだけではなく、J A全体の底上げを図り、秋田おぼこ米の評価向上に向けて適切な施肥体系の再構築等も検討していることから、市においてもJ Aの取り組みを支援し、良食味米産地としての地位を将来につなげてまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○15番（高橋幸晴） この前、県の発表で国が生産調整を2018年から主食用米から取りやめるということを受けまして、配分廃止後も需要に応じた米作りを促すために県全体の生産量の目安を示す方針を明らかにしました。市町村ごとの目安は設定をしないということでしたが、市場動向を見極めて過剰生産を防ぎ、販売拡大を進める役割を各市町村とJAなど集荷業者に委ねるというような内容の発表でした。

生産量の目安は、全国の需要見通しに本県の販売シェアを乗じて算出するということになっておるようです。今、市長がおっしゃったとおり、米どころの他県について、北海道も大変に特A米が3つもあるということです。本当に他県の米作りに対する熱意はすごいなというふうに思ったわけですが、そういった特A米が続々と出てきておりますので、これからのあきたこまち、私はあきたこまちは、まだまだ全国でもトップレベルの米でないかなと思っています。ただ、消費者にしてみれば、特A米というそういう銘柄と言いますか、そういう名前が購入する目安になっていくのは、これから多いのではないかなと思います。ですから、そのこまちのよさを十分に引き立たせるためのそういう農家への浸透と言いますか、これが非常に大事になってくるのではないかなというふうに思います。いわゆる消費者があきたこまちを食べてくれないことには生産量も上げることはできないし、米価も上がらないと、こまちの米価も下がってしまうというようなことになって、農家にとっては大変な時代に入ってしまうということです。ですから、これを防ぐためにも、何とかこのあきたこまちを、特性を、絶対に引き伸ばすようなそういう栽培方法と言いますか、確立というものを、何とかJAとともに目指してもらいたいし、穀倉地帯の大仙市ですから、市長がリーダーシップを発揮して、どうか全県、秋田県の米を全て特A米になるような、そういうリーダーシップも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（千葉 健） 再質問に対して答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問に答弁いたします。

まず、あきたこまちにつきましては、私もこれはきっちり特性を活かした栽培で、やはり買う層にきっちり向かって作っていかなきゃならないというふうに思います。一定の価格でも高い価格で、やっぱり品質もよく、米の質としてはまだまだ大丈夫だと思いますけれども、ただ、あまりにもあきたこまち、秋田県産あきたこまちだけじゃなくて、全国であきたこまちが作られておりますので、消費者からしますと、安売りのあきたこ

まちも一定の価格のあきたこまちも、何か混同されているような状況が私は都会ではあると思います。そういう状況をやっぱり解消していかなきゃならないと思います。そのためには、やっぱり秋田県産あきたこまちというよりも、やっぱりここはおぼこ産あきたこまちというものを、きちっとしたやっぱり体系で、また最初の頃を思い出して、やっぱりきちっとした、あきたこまちに合った作り方をするということが重要ではないかと思います。

あわせて、あきたこまちで全部カバーできるわけではありませんので、いわゆる中食とか、あるいは外食向けの量販店向けの米も、やっぱり抱き合わせで販売していくという考え方をもっと強めていかなければ、あきたこまちがあまりにも一般的に広がり過ぎるということになると思いますので、今の特Aのこのような形の産地間競争の中では、やっぱり基軸になる米をしっかり、うまい米だという位置付けを、もう一度しっかりしておかなきゃならないのではないかなと思います。

今、県が開発中の新しいあきたこまちに代わる品種と言われているものも、早くデビューしてもらいたいと思いますけれども、私はできれば、やっぱり新しくデビューするものも含めて、現在のあきたこまちのやっぱり本当のあきたこまちというものもしっかり残しながら、2つの特Aということと、それからやっぱり、いわゆる外食向けの米と言いますか、そういうしっかりした米も産地としては用意して販売していかなきゃならないのではないかなと思っております。そういう視点で、今、肥培管理等についても、JAもあきたこまちについて、もう少し見直しを入れるというようなことも言っておりますので、市としても、今のJAおぼこのやり方と我々の考えもほとんど変わりませんので、一緒になってそこをやっていかなきゃならないのではないかなというふうに思っています。

○議長（千葉 健） 再々質問ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○15番（高橋幸晴） 米以外の作物も大変普及してきております。ただ、私どもの大仙市、秋田県の中でも内陸にあるわけでした、雪国でございます。ほとんど作物を競争して作るということは、かなり難しい地域であります。この米以外の作物ですけれども。いわゆる内陸の湿度が高いそういった関係から病気が起こりやすくて、ほかの作物はなかなか他産地に比べて競争が難しいということです。ですから、麦、大豆にしても、ほ

とんど補助金を当てにして栽培をするといってるような状況だわけであります。ですから、この秋田県の内陸においては、米が一番のこれからの主な作物で占めていくのではないかなと、こういうふうに思います。ほかの県のちょっと今まで開発してきた、こまちに追い越せと、こまちに追いつけという、そのほかの県の品種を紹介しますと、北海道には三つもあります。『ななつぼし』『ゆめぴりか』『ふっくりんこ』、それから青森県では、27年度から『晴天の霹靂』が出場しました。そして岩手県では、来年から『銀河のしずく』というのが出るそうです。宮城県では『東北210号』、これまだ名前がはつきりしませんけれども、平成30年より発売されるというようなことです。山形県では『つや姫』、これがもうコシヒカリと並ぶ横綱クラスまで上り詰めました。それから新潟県では『新之助』という品種が平成29年にデビューするということです。それから、コシヒカリが誕生した福井県では『越南291号』が29年3月に発売されるというようなことで、肝心の我々秋田県の次の品種のデビュー、今、市長がおっしゃったとおり、まだまだ先のようにございます。ポストこまちに良極食味米として作っておる品種が平成34年でなければ生まれてこないという、そういう現状なようにございます。ですから、それまであきたこまちに頑張ってもらわなきゃなりません。どうかそういう意味でも農家の安定した収入を得るためにも、ひとつ市長、これから陣頭に立っていただいて、米の特A米づくりによろしくをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○15番（高橋幸晴） 2点目の質問でございます。

三世代同居の奨励を行ったらどうかということでございます。

急速な生活文化、様式とでも言いましょうか、の変化によって、私たちの住む農村地帯でも結婚した若者たちが利便性のよい街部へ住む、いわゆる核家族化が増えてきております。以前のような家族で助け合いながら生活をし、その中で生活の知恵が自然に次の世代へと伝わっていくという生活様式が失われつつあります。今、その弊害がいくつか現われてきているように思います。

若者たちは、生活のために共働きをしなければならず、安心して出産、子育てができないことや経済的な面からも子どもを多く生むことが難しいこと、そして子どものしつけ、家庭教育がおろそかになるなど、また、高齢者世帯の孤立化の進行などが挙げられます。

行政では、今までにそれらの対策に多くの予算と人手を使ってきました。今後も増え続けていくと思います。

今の時代の流れに逆行すると思うかもしれませんが、今述べたことへの対策の一つとして、三世代同居の奨励を行ったらどうでしょうか、伺います。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の三世代同居の奨励についてお答え申し上げます。

本市における三世代割合は、秋田県が今年4月に公表した「平成28年版あきた100の指標」によりますと25.4%となっており、県内13市中では一番高い割合で、25市町村中でも6番目に高い割合となっているところであります。

議員ご提案のとおり、三世代が同居家族であることは、子育てや介護、あるいは家族間で生活を共に支え合うなどのほか、祖父母から孫への知識の伝授や思いやりの心を育てるといった大きな教育的機能も持っており、優れた家族の形であると思っております。

しかしながら、「家」や「家族」という考え方は、特に戦後の高度経済成長を経て、産業経済構造の変化や社会環境、教育環境の変化など、様々な要因により核家族化が進み、生活スタイルや価値観も多様化したことにより、今では家族のあり方を自己選択する時代になってきていることや、それぞれの家庭事情により、同居したくてもできない方が多いのではないかと考えられます。

議員ご提案の三世代同居に対する支援につきましては、国の地方創生に関する施策の動向を注視するとともに、本市の実情を踏まえつつ、比較的気軽に行き来ができる近さに「親世帯」と「子世帯」が暮らす形、いわゆる「近居」に対する支援なども視野に入れながら、市として政策にまで引き上げることができるか、総合的な視点で調査・研究を行ってみたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○15番（高橋幸晴） 昨日までの一般質問された方々の中にも人口減少問題とか0歳児の保育所の待機児童の問題などが挙げられております。この三世代同居に生活しておりますと、こういう問題もいくらかカバーできるのではないかなと、こう思います。農村

の良さというのは、ここら辺にあるのではないかなと思います。

そうしますと、住みよさランキング、現在、大仙市は34位というふうになっておりますけれども、その住みよさランキングの向上も図られるというふうになりますし、移住、それから、こちらの方に定住する方も増えてくるのではないかなと思います。そういった面でも、この三世代同居、秋田県らしさ、大仙市らしさ、こういったものをあ合わせる、そういうことがあるのではないかなと、こう思いますので、ひとつこの後、考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（千葉 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○15番（高橋幸晴） 各地域の洪水ハザードマップの作成が必要でないかということですけれども、これ、昨日の石塚議員、あるいは金谷議員、話されまして、非常にダブってしましますが、大変申し訳ないんですが、ひとつまた質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

地球温暖化が原因と思われる異常気象が世界各地で発生しております。日本でも今年、台風が頻繁に発生して大きな被害が出ております。中でも台風10号は、本市に直撃かと警戒態勢をとりましたが、幸いのがれてくれたのです。

しかし、岩手県の岩泉町や北海道の南富良野町には甚大な被害が出てしまいました。いつも災害の出る言葉は想定外です。岩泉町の町長さんも、あのような豪雨になるとは思わなかったと話しております。もし、あの台風が本市に直撃し、同じような豪雨となったら、どのようになったでしょうか。本市は面積が866.67km²と広く、地形や河川、水路の状況が各地域によって様々ですので被害形態が違ってくると思います。

そこで、各地域の洪水ハザードマップを作成し、住民に周知を図り、災害時における住民の避難所への誘導など、行政と各地域の自主防災組織とが連携をとり、災害時の態勢をとっておく必要があると思うが、伺います。また同じような答弁だと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（千葉 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の各地域の洪水ハザードマップの作成についてお答え申し上げます。

はじめに、平成20年度に作成し全戸配布した現在の大仙市防災ハザードマップにつ

いては、平成１４年に国土交通省が公表した１００年に１回程度起こる大雨で、雄物川流域において２日間総雨量が２４１ｍｍに達した場合の洪水浸水想定区域図及び、秋田県で調査を行った秋田県管理河川の洪水浸水想定区域図を基に作成しておりました。

しかし、この度、国土交通省では、平成２７年の水防法改正を踏まえ、この洪水浸水想定区域図の見直しを行い、今年６月に管轄の雄物川及び玉川・横手川の一部について、１０００年に１回程度起こる大雨で、２日間総雨量３５０ｍｍの想定最大規模のものを公表しております。

これを踏まえ、市といたしましても、この最新の洪水浸水想定区域図の情報を基に、新たなハザードマップを平成２９年度に作成する予定としております。

次に、新規のハザードマップの作成につきましては、現在、全市版及び旧８市町村単位の地域版の２つの作成を念頭に進めておりますが、加えて、自主防災組織自らが作成する各地区版（集落版）の防災マップについても準備を進めているところであります。したがって、３段階で作成を考えております。

自主防災組織への支援につきましては、昨日の石塚議員、金谷議員の質問で答弁しておりますが、本市では、自主防災組織の活動の一環として総合防災課が支援を行いながら、町内、集落内には小規模河川や水路、道路側溝の溢水しやすい箇所等を含め、どのような危険な箇所があるか、避難所はどこにあるか、また、その避難ルートなどを自分たちで記入した「防災マップ」を作成している自主防災組織もあります。

また、だいせん防災教育「生き抜く力育成事業」の中学校における防災訓練でも、生徒を対象とした自分たちが居住する地域の「防災マップ」作りを指導してきております。

今後につきましては、わかりやすい新規ハザードマップの作成を目指すとともに、これを利用して自主防災組織による各地区版の防災マップづくりと作ったものを組織内の家庭等へきっちり配布されるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、地すべり、土砂崩れの危険箇所や安全な避難場所の周知につきましては、平成２５年８月９日に仙北市田沢湖供養佛地区で発生いたしました土砂災害を受け、秋田県において土砂災害危険箇所について平成２５年度から平成２６年度にかけて現地説明会を開催するとともに、看板を設置しております。

避難場所につきましては、平成２７年度からの３年間の事業として、市において表示看板の設置事業を実施しております。また、平成２０年度に作成し、全世帯に配布いたしました大仙市防災ハザードマップにおいても、土砂災害危険箇所と避難場所等を表示

し周知を図ったところであります。

平成２９年度作成予定の新規ハザードマップにおいては、現在表示している土砂災害危険箇所に加え、平成２０年度以降、秋田県が現地調査を行い順次指定を行っている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のデータを加えるとともに、災害対策基本法の改正を受け、洪水や地震等の災害ごとに避難場所等を指定し、表示を行い周知してまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○１５番（高橋幸晴） ６年前の３．１１の大震災、これは大変我々に教訓になったわけですが、ほとんど備えというものは、みんな各自各自で準備、準備と言いますか、そういうふうな心構えというものは、あの地震で持っているものと思います。

ただ、洪水とかそういうものになりますと、まだまだなかなか住民に対しては、十分な浸透はしていない、まして１０００年に１回ぐらいの大豪雨となりますと、どういうふうな状況になるのか全く見当がつかないといったようなことだと思います。

大仙市では、河川が三つ流れてきておりまして、それぞれ昔から河川の近くに住む人方は、水害に悩まされてきたわけでありまして。そういった水害の１０００年に１回の場合の水害の範囲も広まっていくと思います。

それから、我々のこの田んぼが田園地帯ですので、自然のダムというのか、その役目も大いに考えていく必要があると思います。緑のダムとでも言いましょうか。それらをダムで水をためておく、自然のダムで水をためておくということを、やっぱりこれからは非常に重要になっていくと思います。ただ、これは農家の方々の協力が必要です。たまった水が農家の人方、すぐ流してしまいますと、これはまた水害の下流にすぐ流れていきますので、洪水の原因となってしまいます。ですから、そういった上流にある農家の人方の田んぼに自然のダムという、そういう意識も持っていて、どうか雨が収まるまでちょっと我慢してもらいたいなというようなことも、やっぱり農家の人方をお願いしていくということも必要ではないかなと思います。

防災会議の組織があるわけですが、そのメンバーの中に確か農業団体の名前が入っていなかったのではないかなというふうに私感じております。覚えております。市

の職員、消防、警察、学識経験といったそういった人方が主に組織になるわけですが、やはりそういったそのダム役目のある農家の人方のやはりそういった方々も組織に入っていて、何とか協力をしてもらわなければいけないのではないかなと思いますが、そこら辺のお考えも伺いたいと思います。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美） この防災会議の大きいメンバーの中に農業関係の団体が入っているかどうか今ちょっと、私は入っていると記憶しておりますけれども、議員が懸念されている田んぼをやっぱり自然のダムの的にやっぱり活用するということは大変大きな問題であると思っています。ただ、私、成瀬ダムの関係の審議委員の一人で入っておりますので、水田、農地の持つ洪水調整的な機能といいますか、保水力と言いますか、そういうものについて、いろいろ審議会の中で発言したことありますけれども、回答はどうもはっきりとしたものがない、データがないということで、何かデジタル化ができないというようなことを当局と言いますか、国交省の方から示されております。ただ、そういう能力、そういう要素も活かすべきだという考えはそれぞれとってあるんですけども、何かはっきりしたデジタル化ができないというようでありまして、ただ、我々とすれば、やっぱりいくらかでもやっぱり減災につながるという意味で、やはり一定の時間、一定の量をまず保水してもらおうと言いますか、保って時間差で流してもらおうということも、受ける河川からすると非常に助かるものだと思いますので、その辺はやっぱり我々の防災の中でも、やっぱりそういう考えは入れながら、減災につながる要素として考えていきたいなというふうに思っております。

メンバーにはっきり入っているかどうかは、後で答弁したいと思います。

すいません、メンバーに入っております。東北農政局、そしてJA秋田おぼこもメンバーに入っておりますので、そうしたところを通じまして我々も呼びかけをしていただくということにしたいと思います。

○議長（千葉 健） 再々ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○15番（高橋幸晴） 大変失礼しました。ちょっと私の勘違いだったようですが、いずれ自然のダムも大いに考えていかなければいけないのではないかなと。まして今、基盤整備が進んでおりまして、圃場も大きくなってきております。水の流れも非常に早くなっ

てきておりますので、田んぼが大きくなった分、保水力、水を蓄えておく力も増える、あると思いますので、考えていただきたいと思います。

それから、大洪水に遭った場合に、一番私は順序に下ろしていった問題になるのは高齢者、あるいは高齢者世帯、あるいは高齢者の一人暮らし世帯の方々を、安全な避難場所に誘導していく、そういう人たちとといいますか、それが確保できるのかなという、そういうちょっと心配を持っております。ですから、この後、ハザードマップを作成するときに、そういったところまで下げていただいて作っていただいて、その地域に合ったようなハザードマップをぜひ作ってほしいなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（千葉 健） これにて15番高橋幸晴君の質問を終わります。

【15番 高橋幸晴議員 降壇】

○議長（千葉 健） 一般質問の途中ではございますけれども、11時まで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

.....

午前11時00分 再 開

○議長（千葉 健） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。5番後藤健君。

（「はい、議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、5番。

【5番 後藤健議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○5番（後藤 健） おはようございます。大地・公明の会の後藤でございます。今回は二つの項目について質問させていただきますので、答弁よろしく願いいたします。

まずはじめに、イベント民泊についてお聞きいたします。

昨年の7月に厚生労働省健康局生活衛生課からの事務連絡として、また、今年4月1日には、観光庁観光産業課及び厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課より、イベント民泊ガイドラインとしてその考えについて示されました。

ご承知かと思いますが、それらによりますと、年1回2、3日程度のイベント開催時であって、明らかに宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、「反復継続」するも

のではなく「業」に当たらないとの認識が示され、つまりは「旅館業」に該当しないものとして取り扱い、自宅提供者において旅館業法に基づく営業許可なく宿泊サービスを提供することが可能になるとのことでした。

このようなイベント民泊は、イベント時に宿泊施設が不足するような場合において、その不足を解消する有効な手段であるとともに、旅行者が日帰りではなく、その地域に滞在することで経済的なメリットがもたらされるのみならず、当該地域の人々との人的交流の促進や、翌日あるいは前日の観光消費の拡大などにもつながり、地方創生の観点からも有効であると期待されているところであります。

さて、大仙市には1日に70万人もの人が訪れる大きなイベントがあります。言うまでもなく毎年8月最終土曜日に開催される全国花火競技大会「大曲の花火」ですけれども、大仙市内の宿泊人員は2,000人ほどしかなく、花火大会の当日及び前後の日においては、絶対的に宿泊施設が不足しており、横手市や秋田市、仙北市をはじめ県内市町村はもとより、隣県にまで宿泊施設を求める方が溢れている状況にあります。そのため、宿泊場所がないために「大曲の花火」に来ることを諦める場合や、花火大会が終わってから夜中にかけて遠路帰路につく人、車に寝泊まりして疲れた体で翌日帰路につく人など、いろいろな人がいると聞いております。そこで、このイベント民泊に関連して2点お尋ねいたします。

まず1点、「大曲の花火」の際を含めて市内における無許可の民泊、いわゆる違法なヤミ民泊の実態を、市として把握しているのかどうか。もし、実態があるならば、その件数をお知らせ願います。

もう1点、「大曲の花火」は、先ほど述べた観光庁と厚労省連名のイベント民泊ガイドラインで示された条件を満たしているイベントであり、イベント民泊の実施によって宿泊施設の不足が少しでも解消され、それによって大仙市への滞在者を増やすばかりでなく、今後、花火ファンなどの人的交流の促進にもつながることも期待されと考えます。このイベント民泊を「大曲の花火」において実施すべきと考えますが、お考えをお聞かせ願います。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 後藤健議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、イベント泊についてであります。はじめに、イベント時の市内における無

許可による民泊については、市では把握をしておりません。

次に、イベント泊の実施についてであります。議員ご指摘のとおり、昨年7月と9月の厚生労働省からの事務連絡及び今年4月1日には観光庁及び厚生労働省からイベント泊ガイドラインが示されたところであります。

イベント泊とは、年1回のイベント開催時において、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等で自宅を提供するような公共性の高いものについて、自宅提供者に旅館業法に基づく営業許可なく、宿泊サービス提供をすることを可能とするものであります。

ガイドラインには、その地域での大きなイベントや祭りなど一時的に宿泊施設不足を解消する有効な手段だけでなく、その土地を訪れた旅行者との交流促進や観光消費の拡大等にもつながり、観光による地方創生の観点からも有効な手法であることが示されております。

また一方、ガイドラインには、本来宿泊施設でない個人宅等に旅行者を宿泊させることから、自宅提供者、宿泊者、近隣住民間のトラブルや衛生面、治安面に関する事故の予防、自宅提供者に対する研修の実施、損害保険への加入勧奨、住民への説明及び苦情受付窓口の設置などが必要であり、地元の旅館ホテル生活衛生同業組合や所管する保健所、警察、消防など関係機関と連携して取り組まなければならないなど、様々な課題も示されております。

市といたしましては、宿泊者の安全・安心の確保や宿泊させる側の責任ある受け入れ態勢などの観点から、イベント泊の先進事例を、まずは研究したいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○5番（後藤 健） 研究していきたいということでございましたけれども、こういったイベント民泊のような事業といいますか、やっぱり継続していく、年々続けていくことで、そのイベント民泊が地に板につくと言いますか、そういったこともあると思いますので、これぜひ前向きに検討してほしいなというふうに思っております。

実は会派で先日ちょっと、いわゆる先進地といいますか、前にお試しイベント民泊をやった福岡市に行ってまいりました。なかなか募集の期間が短かったせいで、ホストと

なる家が少なかったというような課題もあったようですので、ぜひこれ早めに研究して、前向きに検討して、実施に向けて動いてもらいたいなというふうに思います。答弁いりません。

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（後藤 健） 次に、小・中学校のトイレ洋式化についてお聞きします。

現在、各家庭のトイレは、洋式が当たり前の時代となっておりますが、私が調べたところによりますと、大仙市内の小学校全体のトイレの洋式化率は平均して49%ほどで、それに対して中学校は45%ほどとなっており、学校によっては洋式率が100%のところもあれば10%台、20%台のところもあり、学校間の格差も大きくなっている現状があるように感じております。

さて、先程述べたように、現在では家庭のトイレはもとより、コンビニ、スーパーなどのトイレも、ほとんどが洋式であり、和式のトイレを見たことも使ったこともなく、和式では排便ができない子どももいる時代であります。そのため、洋式化を望む保護者も多く、子どもにあっては、学校で排便するのに抵抗があり、排便を我慢することにつながる例が少なからずあるようでございます。そのことから、便秘など健康へも悪影響を及ぼすこともあり、事実、全国的な調査であります、約65%の子どもが便秘か便秘気味であるとの調査もあるようで、それがストレスとなって過敏性腸症候群などを発症する子どももいるとの結果も出ております。

また、大仙市内においても、ほとんどの学校が災害時には避難所になります。いざ災害が起こったとき、避難所のトイレが和式では、特に高齢者や障がいのある方に、つらい思いをさせることとなります。誰もが安心して避難所生活を送るためにも、避難所の環境整備の観点から、学校トイレの洋式化は大事なことでないでしょうか。

さらに、洋式トイレは和式に比べて大幅な節水につながります。和式であれば15リットル前後の水が使われるのに対し、最近の洋式トイレでは5、6リットルと3分の1ほどの水で流すことができ、結果として水道料金やCO₂の削減にもつながることが期待されております。

以上のことから、全国的にも学校トイレの洋式化が推進されており、私も学校トイレの洋式化を推進すべきと考えますが、大仙市内の小・中学校においても年々トイレの洋式化を進めているところでありますが、その現状はどうなっているのか、また、今後の洋式化の方針等見通しについてお聞かせ願います。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 質問の市内小・中学校のトイレの洋式化の現状と今後の見通しについてお答え申し上げます。

トイレの洋式化につきましては、以前より学校の施設設備充実の柱として取り組んでおり、既に全小・中学校の全ての階に男女各1基以上の洋式トイレの設置を終了し、現在は、大規模改修工事にあわせて全面洋式化を年次計画で進めております。

平成28年4月1日現在、小・中学校32校に設置されているトイレは1,006基あり、そのうち洋式トイレは406基で、全体の40.4%となっております。また、平成28年度においては、大曲小学校及び太田中学校で大規模改修工事としてトイレの洋式化を実施し、その他3校においても一部洋式化を実施しており、今年度末の洋式化率は47%程度となる見込みであります。

一方、家庭のトイレのほとんどが洋式化され、各学校からのトイレの洋式化に対する要望も多いことから、今後もトイレの洋式化については、ペースを上げて取り組んでいかなければならないと考えております。

市教育委員会といたしましては、市と十分に協議を重ねながら、国の補助制度を積極的に活用するとともに、学校間の格差にも配慮しながら、第二次総合計画実施計画に示されている給排水衛生設備に係る大規模改修工事を前倒しで実施するなど、学校トイレの早期全面洋式化を、より一層推進してまいります。

以上であります。

【吉川教育長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問どうぞ。

○5番（後藤 健） ペースを上げて全面洋式化という非常に前向きといいますか、質問した側にとってありがたい答弁でありましたけれども、先程申したように100%の学校もあれば非常に低い学校もある中でですね、やっぱり様々その学校の統廃合の問題、様々あると思うんですけれども、やっぱり低いところを重点的に直していくべきではないのかなというふうに、特に低いところですね。10%台、20%台の低いところを、やっぱり重点的にやっていかなければならないと思ってしまして、全面洋式化という話もありましたけれども、僕は必ずしも全面洋式化でなくともいいと思ってます。ある程度、8割、9割ぐらいを目指して平均的に学校全体を上げていくような取り組みがあっ

た方がいいと思うんです。というのは、やっぱり中には、逆にこういった時代ですので洋式化が嫌だというような子どもがいるのも事実でございまして、逆に洋式化じゃなくてもいいという子どもも当然いることとございしますので、必ずしもその100%を目指さなくても、低いところを中心に全体を8割ぐらいまで上げるというような取り組みも必要、そういった考えもあると思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 再質問にお答え申し上げます。

学校からの要望等では、全部できれば洋式化していただきたいと。PTA等で来る保護者からも、今、うちではほとんど洋式化なので何とかしてもらいたいという声の方が多くて、なかなか和式を残してもらいたいという声は少ないんですが、ただ、再度ですね、そういった要望も踏まえながらですね、まずほとんどはですね、少なくともほとんどは洋式化なるように進めてまいりたいと思います。

それから、学校間格差につきましてもですね、少しずつやってもなかなか進まないところあって、ニーズのことも、利用者人数のこともございますので、やるとき、もう思いきってどんとやって年次計画でやっていくという形でもやってますので、当然学校間格差は配慮しながら、そういった工事の進行のこともですね、踏まえて、この後進めてまいりたいなと思います。

○議長（千葉 健） 再々質問ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） これにて5番後藤健君の質問を終わります。

【5番 後藤健議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、2番秩父博樹君の一般質問を許します。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、2番。

【2番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○2番（秩父博樹） 大地・公明の会の秩父博樹です。先般お声がけいただきまして、4日の日曜日ですけど、東京のお台場海浜公園で開催されましたB-1グランプリスペシャルの状況を視察させていただきました。先程質問された後藤議員のほか、佐藤副議長、それから古谷議員、それから佐藤育男議員と同行させていただいたんですけど、実

際会場の方へ行ってみますと、この取り組みは単なるまちおこし団体の物売りなどではなくて、地域の様々な関係者が一体となって取り組める一大イベントだというふう感じてまいりました。秋田県からは、当市のほかに由利本荘市、それから男鹿市、横手市、この4市が出場しまして、実際入賞されたのは横手市だったんですけど、大仙市のPRにご尽力された関係各位には、心からの感謝を申し上げたいと思います。

また、このような一つ一つの取り組みの積み重ねが、結果として大仙市の活性化につながっていくことを期待したいと思います。

市の職員の方も大変頑張られておりました。他市の状況を見まして大変刺激を受けてきたと思いますので、ぜひ今後に活かしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずはじめに、1番の項目ですけど、自動体外式除細動器、いわゆるAEDの設置状況についてお伺いいたします。

総務省の消防庁の集計、今、大変に便利になりまして、ネットを見ると、すぐその数字が出てきますので、このデータを拾うにすごく楽だったんですけど、この集計見ますと、平成26年に一般市民が心原性心肺機能停止の時点を目撃しました傷病者は2万5,255人で、一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者は1万3,679人(54.2%)であります。そのうち1カ月後の生存者は2,106人、率にして15.4%であり、心肺蘇生を実施しなかった場合の1カ月後生存率8.4%と比較して、約1.8倍高くなっております。

また、一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者のうち、1カ月後社会復帰者は1,476人、率にして10.8%であり、心肺蘇生が実施されなかった場合の1カ月後社会復帰率4.3%と比較して、約2.5倍高くなっております。さらに、一般市民がAEDを使用し除細動を実施した傷病者は1,030人であり、そのうち1カ月後生存者は509人、率にして50.4%であります。心肺蘇生を実施しなかった場合の1カ月後生存率8.4%と比較して、約6倍高くなっております。

また、一般市民がAEDを使用して除細動を実施した傷病者のうち、1カ月後社会復帰者は446人、率にして43.3%であり、心肺蘇生を実施しなかった場合の1カ月後社会復帰率4.3%と比較して約10.1倍高くなっております。

大仙市においてA E Dの設置は年々広がってきましたが、設置台数が広がった現在、今後の課題としてA E Dの設置場所や設置方法について、A E Dが必要になった緊急事態の場合に24時間いつでも素早く使用できるよう、効果的な場所に設置する必要があると考えます。例えば、屋内に設置している場合、施設の閉館時間帯においては施錠されている状態になることから、せっかくA E Dが設置されていても、いざという時、使えないという状況になることも懸念されます。悔いを残すようなことにもなりかねませんので、管理体制と、それからまた、利用する側の人たちの利便性を考慮し、せっかくのA E Dの設置が無駄にならないよう、また、効果的に使用できるよう、設置場所や設置方法について、今一度検討すべきと考えます。

先進事例を見ますと、例えば、茨城県の東海村では、村内の全小・中学校の校舎内などに配置したA E Dを屋外に移設し、必要な時にA E Dを持ち出せる環境整備を整えており、移設したA E Dは、電動ファンと電熱ヒーターを備えた屋外型収納ボックスに保管され、正常な動作環境を維持しており、各設置箇所は、村のホームページでも確認できるようになっております。

また、和歌山県橋本市では、市と郵便局との間で設置に関する協定を締結し、市内の全郵便局にA E Dを配置しております。

その他、多くの自治体では、市内のコンビニエンスストアにA E Dを設置しており、お隣の仙北市においても、今後実施予定のようです。コンビニは手軽に利用される場所であり、24時間営業していることから、役に立つ可能性が高い設置場所であり、効果的であるというふうに考えます。

そこで質問ですが、1点目に、公共施設及び補助対象としている各自治会館におけるA E Dの設置場所及び設置方法については、施設の内外両方から使用できるよう、屋外型収納ボックスに保管した上で、施設の出入口付近に設置し、緊急時にいつでも使えるような配置を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、市の財政負担の軽減を考慮し、A E Dを所持している市内の民間企業等に広く呼びかけ、玄関部分にA E Dを設置してもらうなど、屋内外から使用できるよう協力を募るべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目に、現在、大仙市内には40店舗以上のコンビニがあり、46、7店舗ぐらいだと思いますけど、今なお増加傾向にあります。いつでも利用可能なA E Dの設置場所として、市内のコンビニと連携し、設置に対しての協力依頼を進めるべきと考えますが、

いかがでしょうか。

以上の３点について、市当局のお考えをお聞かせ願います。

○議長（千葉 健） １番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、ＡＥＤの設置場所についてであります。大仙市では平成１９年から公共施設にＡＥＤの設置を始め、現在１５１カ所の施設へ設置しております。管理にしましては、市で管理しているものが１０２カ所、保育園や幼稚園等の社会福祉法人、スポーツ施設や観光施設等の指定管理者が管理をしているものが４９カ所となっております。

また、広域消防本部と連携し、民間施設の設置箇所の把握に努めており、介護施設や商業施設、工場等９５施設を含め大仙市内で２４６施設に設置管理されていることを確認しております。

平成２６年１２月に総務省消防庁より、気温が氷点下になるような寒冷下では、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等により、ＡＥＤが正常に作動しないケースがあることから、保管や運搬に際して適切な温度管理を求めるよう通達がありました。これを受けまして、市関連の施設でも、氷点下にならないよう配慮し、全ての施設で屋内に設置しており、開館時間帯にのみ使用できる状態としております。

現在は、ＡＥＤを屋外でも適切な温度で保管できるよう改良された収納ボックスも販売されておりますが、施設の防犯対策や盗難対策などを施設管理者と協議するとともに、屋外に設置することが効果的な施設については、先進事例などを参考に検討してまいりたいと思います。

次に、市内のＡＥＤを所持している民間企業に屋内外から使用できるよう協力を求めることにつきましては、ＡＥＤを設置している企業に対しましては、お客様や従業員等、設置企業関係者だけでなく、市民が緊急時に使用することへの理解と協力が必要となることから、現時点では難しいのではないかと考えております。

次に、ＡＥＤのコンビニエンスストアへの設置につきましては、２４時間営業しているコンビニエンスストアにＡＥＤを設置することは、人命救助において非常に有効であると考えており、保守管理や盗難対策、救急車の到着時間とコンビニエンスストアへの移動時間などを考慮し、交通量の多い道路沿いや地域の核となる場所に位置している

コンビニエンスストアへの設置に向け、働きかけてまいりたいと思います。

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○2番（秩父博樹） 答弁ありがとうございます。

まず1点目が、できるところから検討していただけると。それから、2点目の企業に呼びかけるというところは難しいのではないかと。3点目のコンビニの設置に対しては有効というふうに考え、今後検討していくということと伺いました。

この2番目の企業のところですけど、市長言われたように難しいという部分もあるかと思います。ただ、企業というのはお客様との、そこを大切にしなければならないと、それも確かにありますけど、地域貢献というのも企業の大事な点だと思います。私が所属している会社でもAEDを実際置いてありますけれども、中に置いてあるんですけど、ただ実際、そういうふうなお声がけいただければ、検討することはできると思いますので、難しいという面もあるかもしれないですけど、今後の検討材料としていただければというふうに思います。

今回、このAEDの話を取り上げましたのは、実はですね今年の夏だったんですけど、佐藤育男議員と太田支所主催のニッコウキスゲの鑑賞登山に参加させていただいたんです。薬師岳、和賀岳に登頂しまして、上からのきれいな景色、上から田沢湖も見下ろせるようなすごいきれいな景色だったんですけど、その下山の途中だったんですけど、心肺停止の状態が倒れている、そういう方が倒れている場所に遭遇しました。付き添いの職員の方が万が一のためにAEDを背負っておりました。その倒れていた方は単独行動をしていたために発見が遅れてしまいまして、私たちが下りてきたときは、もう結構時間が経過しているような状態で、すごく危険な状態でした。救助のヘリが到着するまで職員の方が戻ってこーいって叫びながら一生懸命蘇生したんですけど、残念ながら助けることができませんでした。ちょうど私と同年代の方だったんですけど、もしあのとき、もう少し発見が早かったらというふうに後で悔やんでも、もう仕方ありませんですけど、この一分一秒を争う場面に遭遇したときに、最善を尽くすためにも、その最善を尽くせる環境を整備することが必要というふうに考えましたので、それで今回これを取り上げさせていただいたんですけど、設置方法については、できるところから検討していただけると、有効と思われるコンビニについても、しっかりこれから検討していただけると

ということです、どうかその企業の方についても、せっかく大仙市にはたくさん企業ありますので、声かけていただければ協力できるところもあると思いますので、検討いただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問に答弁いたします。

もう一度AEDの関係につきましては、当然移動できる形にもしてあるものもあります。野外でいろんなことをやる場合は、そこに持っていってもらおうという、そういう仕組みも以前からつくっております。そういう対応と、それから、企業の場合、その辺、企業連絡会という組織、我々ございますので、その辺の幹部の皆さんといかがでしょうかというお話をして、まず意見を聞いてみたいというふうに思います。そこからまず始めてみたいと思いますけれども、ただ、一般的にはある時間帯になると誰もいなくなる、外も誰もいなくなるということです、一般的にはその必要はあまりないのかなというふうな形で答弁させていただきましたけれども、まず、いろんな考えがあるかもわかりませんので、そうした組織がありますので、その中でいろいろ我々からお聞きしてみることから始めてみたいと思います。

○議長（千葉 健） 再々ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○2番（秩父博樹） 2番の項目に移らせていただきます。

アンダーパスの安全対策の強化について、お伺いいたします。

近年、全国各地で増加傾向にある局地的集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨による災害が頻発しており、当市においても安全対策の強化は、市民の命及び生活を守るための必須事項であるというふうに考えます。

去る9月20日、台風16号の影響で冠水した愛知県清須市の道路で車が水没し、死亡事故が発生しました。事故が起きたアンダーパスは、深さ3mほど冠水していたようですが、このような事故を二度と繰り返さないためにも、当市のアンダーパス各所においても、いざというときに対応できる万全の体制を築いておく必要があるというふうに考えます。

清須市で発生した災害状況を見ますと、台風16号が襲った9月20日午前4時30分からの1時間当たり最大降雨量が70.5mmを記録し、この集中豪雨によって市内

4カ所のアンダーパスで車両が5台水没してしまい、7カ所のアンダーパスが通行止めとなっております。また、8月2日の大雨でも市内8カ所のアンダーパスが冠水し、車両8台が水没したそうです。

具体的に、アンダーパスの安全対策を強化するためには、冠水時に通行禁止を告知する状態表示板を設置、回転灯などの総点検・新設、それから、ドライバーへの意識啓発のための路面・壁面標示、緊急時に、より迅速な人員配備体制の構築などが考えられます。

また、先進事例を調べてみますと、大阪府の豊中市ではアンダーパスが冠水した際、車が進入して水没する事故を防ぐため、バルーン状の遮断棒で通行を止める「道路交通用エア―遮断機」、これの運用を行っております。これは、ゲリラ豪雨などで突発的に冠水が発生した際、警察や消防が駆け付けるよりも早く道路を封鎖できる装置となっており、設置されたのはアンダーパスの入口付近で、あわせて冠水状況をチェックするための監視カメラも取り付け、冠水センサーが水深20cmを計測した時点で遠隔操作により、設置された収納箱から長さ3.5mの遮断棒が空気で膨らみながら出てくる仕組みとなっており、30秒ほどで仕上がる遮断棒は、蛍光素材で、中央に大きく「冠水通行止め」と表示したそうです。豊中市では冠水対策として、2013年3月までに市内のアンダーパス入口に「冠水通行止め」を示す電光掲示板と回転灯を設置しておりましたが、同年8月の集中豪雨時に冠水したアンダーパスに車が突っ込み、水没し、駆け付けた市職員が車に乗っていた人を救助する事故が発生したということを受け、さらなる安全対策を検討した結果として、エア―遮断機の運用を開始したそうです。

現在、大仙市内では35カ所にアンダーパスがあります。局地的集中豪雨による災害が各地で頻発する中、心配されるアンダーパスの安全対策強化について、お伺いいたします。

1点目に、アンダーパスを通行されるドライバーへの意識啓発を促す対策として、増水時の水位ラインを壁面に標示する方法は、普段からの目視でも分かりやすく有効であることから、設置を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、冠水時には迅速な人員配備及び通行止めの処置が必要と考えますが、緊急時の体制はどのような形になっているのかお知らせください。

3点目に、夜間などの勤務時間外においての人員配備及び通行止めの処置は、日中に比べ時間を要すると考えることから、冠水が多発している朝日町のアンダーパスに、遠

隔操作できるエアー遮断機の試験運用を検討してみてもいいでしょうか。

以上の3点について、伺います。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長（久米正雄） 質問のアンダーパスの安全対策の強化についてお答え申し上げます。

はじめに、増水時の水位ラインをアンダーパス壁面に標示することにつきましては、県内の国道及び県道においては、冠水を未然に防ぐための対策を優先しているため、実例はありませんが、隣の山形県においては設置例があると伺っております。

議員ご提案のとおり壁面標示はドライバーへの啓発や冠水時の危険回避に有効な方法と考えられますが、道路管理者としては、国・県同様に冠水を未然に防ぐ対策を優先したいと考えております。

次に、アンダーパスの冠水時における緊急時の体制につきましては、大曲・仙北地域の丸子川流域では、豪雨時等の河川増水による住宅地域の排水や逆流防止のための措置として8カ所のアンダーパスを含む30カ所に丸子川排水班を編成し担当各課職員を配置しており、夜間・休日等の緊急時の対応については、各排水箇所の現場に近い職員を初動対応職員に指定し、体制を構築しております。

また、市内で冠水の危険性が最も高い大曲地域の朝日町アンダーパスをはじめ、幹線市道のアンダーパスにおいては、常設排水ポンプが全て稼働し、最大稼働となった時点で担当職員の携帯電話等へ一斉に通報される仕組みとなっており、これまでの例では、夜間であっても通報を受けて職員が現場に到着した時点で通行に支障がある冠水に至った事例はありません。

次に、遠隔操作によるエアー遮断機の試験運用につきましては、近年、頻発する集中豪雨により、アンダーパスの冠水対策は非常に重要なものとなっており、本市においても議員ご提案と同様の設備導入について情報は得ておりますが、朝日町アンダーパスにおいては、冠水を未然に防ぐ対策として排水ポンプの放流先を変更するなどにより一定の効果が確認されていることから、現状ではエアー遮断機の試験運用については検討しておりません。

しかしながら、近年は異常気象により予測不能な集中豪雨の発生がないとは言い切れない状況にありますので、今後もアンダーパスの状況を確認しながら、順次、ポンプの

更新、または増強並びに放流先の整備等の対策を進めてまいります。

以上です。

【久米副市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○2番（秩父博樹） どうもご答弁ありがとうございます。

今、副市長言われましたように、県内には壁面表示の例はないですね。お隣、副市長言われましたように山形の東根市の方で実施しておりまして、一番底部のところから50cmぐらいの高さのところに黄色いライン、それからさらに50cm上がったところに赤いラインというふうな形で設置しております。実際そこを通行された方から、あっ水溜まればこのぐらいの高さになるんだなって、すごくそういう意識したっていうふうな話伺いました。なので、実際そこを通るときに、もしそこが水が溜まっているとすれば、車がそこで、普段通行している人であれば、そこで車止まる、普段通行していない方がその表示がないから、この間のような突っ込んで水没するという事故が起きるというふうに考えますので、ただ、今の副市長のお話ですと、実際そういう溜まる状況を起こさせない方に力を入れると、そういうふうに伺いましたので、それはそれでやっていかなければならないことだと思いますけど、ただ、今、雨の降り方が、副市長も言われましたように雨の降り方が年々変わっていったという状況ですので、50年に一度が当たり前、100年に一度が当たり前という、そういうふうになってきている状況の中で安全対策をさらに強化していくということが大事なんじゃないかなというふうに考えまして、今回これお話をさせていただいたんですけど、実際そのエア一遮断機の方は、財政的にも考えても、あまり安いものではないので、これはなかなか難しいものだと思いますが、その壁面につけるものは効果があるんじゃないかなというふうに思いますので、今後の検討材料としていただきたいと思うんですけど、実際、壁面に、言ってしまうと色を塗るだけと言えどちょっと語弊があるかもしれませんが、非常に普段通行される方にとっては注意喚起につながると思いますので、今後検討していただきたいをお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（千葉 健） 答弁を求めます。久米副市長。

○副市長（久米正雄） 再質問にお答え申し上げたいと思いますが、隣の山形県では、確

かに危険水位のライン表示はしております。これ、山形県は山形県全体でやっているようであります。それで、もしこれ例えば大仙市でやった場合でも、割とこの黄色と赤のラインですので、黄色は危険だがまだ大丈夫だっていくような場合もあるのではないのかなという、50cmですので、50cmに突っ込むと車はもうだめです。ですから、うちの方の場合は、今、例えば先程朝日町のアンダーパスの件をお話しましたが、三つのポンプがございます。三つのポンプがそれぞれ違う方向に排水するという方式をとっておりまして、三つ目のポンプが作動しますと職員に出動命令が出ます。そして三つ目のポンプが作動しますと通行危険というふうなあれが出ます。そして、さらに水位が上がると通行止めとなりますけれども、三つ目のポンプが作動した時点で職員が行きますので、5分か10分で行きます。そうすれば、まだ10cmぐらいですので車は大丈夫です。その段階で職員は最初2人行きます。2人行って、両側の通行止めのウマを立てて両側に職員が立って通行を止めるということです。水が溜まってきても車は突っ込まないと、そういうことで事例がありませんという返答をさせていただいたところでございますので、そういう対策をもっと強化していきたいということでもあります。

それで、三つついてるところと二つついてるところといろいろな条件ありますので、二つつけばすぐ行く場合と、三つつけば行く場所とありますので、そういう形で全部職員が配置なってます。毎年、職員が異動しますけれども、一番近い職員を決めて、そのほかに担当職員5人か6人、一つの箇所には10人前後の職員が行くような態勢を組んでいます。

そしてまた、最近のこの水害なんかの場合は、1日前に予報が出ます。そのときに、もう防災課では待機とかしまして、半日前にはどうなるかということで各支所に通報するようにして、支所にも必ず人がいるような態勢をとっています。ですから、未然にそういう水が漬くようなところについては、そういう段階でパトロールもしていますので、まず今の段階ではこの危険性のラインというのは、秋田県全体でそういうのになったときはあれですけども、大仙市単独でやってもあまり効果がないのではないのかと。今の態勢をもっと強化していった方が財源的なこともあって、そちらの方が有効でないのかなと考えておりますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

○議長（千葉 健） 再々、どうぞ。

○2番（秩父博樹） 再答弁ありがとうございます。

冠水させないようというところで力を入れていかれるということですけど、その部

分も今、副市長言われたように、しっかりとお願いしたいと。

ただ、心配されるのは、雨の降り方が変わってきているというのが心配される部分です。今後、いろいろ多角的に考えていただければと思います。

以上で二つ目の質問は終わりたいと思います。

○議長（千葉 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○2番（秩父博樹） 3番目に食品ロス削減への取り組みについて、お伺いいたします。

食品ロス削減への取り組みについては、半年前の6月議会でも取り上げさせていただきましたが、去る11月1日に北九州市の事業を研修させていただきました。非常に参考となる取り組みと感じてきましたので、今回は違った角度から再度取り上げさせていただきます。

前回触れさせていただきましたように、現在日本では年間約632万tの、本来は食べられるのに捨てられている食品、いわゆる「食品ロス」が発生していることから、食品ロスを削減する取り組みが全国で拡大しております。この年間約632万tを1人当たりで換算すると、毎日、茶碗約1杯分のご飯を捨てているという計算になります。

私たちは、この多くの食べ物を輸入しながら大量に捨てているということになります。大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らして、環境面や家計面にとってもプラスになるような取り組みが必要であるというふうに考えます。

北九州市では、食べものの「もったいない」をなくすための取り組みとして、市民や飲食店が取り組むことができる「残しま宣言」運動を実施しておりました。「残しま宣言」運動は外食時と家庭での取り組みがあり、「残しま宣言」としてそれぞれ宣言を掲げておりました。この取り組みは、誰もがちょっとした心がけでできるものとなっており、そのままお伝えした方がわかりやすいと思いますので、この「残しま宣言」をそのまま紹介させていただきますが、外食時には、1点目、食べ切ることができる量を注文します。食べきれないと思ったら、注文時に少なめにできるか聞いてみましょう。2点目、宴会時に食べ切りを声かけします。宴会前に幹事の方は、食べ切りの声かけをしましょう。また、宴会中も料理の残り具合をみて、皆で声かけしましょう。3点目、グループ間で料理をシェアします、皆で料理をシェアして、食べ残しをなくしましょう。4点目、食事を楽しむ時間をつくります。宴会や会食時には、開始後30分、終了前10分などは、席を立たずに料理を楽しく食べる時間を作りましょう。5点目、注文した料理は食べ切ります。注文した料理は、しっかり味わって食べ切りましょう。

また、家庭では、１点目、必要以上に買いすぎません。買い物に行く前に冷蔵庫の中身を確認し、必要な分だけ買うようにしましょう。２点目、買った食材は使い切ります。余った食材は、保管して早めに使い切りましょう。３点目、作った料理は食べ切ります。食べられる量だけ作るようにしましょう。４点目、生ごみを捨てるときは水を切ります。生ごみの約８０％は水分です。生ごみを捨てる前にしっかりと水を切りましょう。５点目、賞味期限と消費期限の違いを理解します。賞味期限と消費期限の意味は違います。正しく理解しましょうと、以上の宣言が掲げられておりまして、地球温暖化の問題が取り上げられている今、時を得た取り組みというふうに感じてきました。

そこで１点目ですが、このような宣言を掲げる取り組みは、少額の予算で実施可能であり、地球温暖化の抑制に寄与するものでもあることから、実施を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、同市では、市民の食べ切りを促進するための、取り組みを行っている飲食店等を「残しま宣言応援店」として登録しており、この「残しま宣言応援店」は、現在約１５０店舗が登録している状況でした。これは１点目に特典付与・食べ切りを行ったグループ等に、「店舗独自の食べ切り特典」を付与。例として、回目の割引券やドリンク券の付与など。２点目に提供量の調整、来店者の希望に応じた料理提供量の調整。例えば、小盛りメニューの導入やコース内容の変更など。３点目に持ち帰り対応、持ち帰り希望者への対応。例として、消費期限などを説明した上で、食べ残しの持ち帰りの提供、ドギーバッグの用意など。４点目に、お声かけ運動・食べ切りを促すお声かけの実践。例として、宴会での食べ切りの呼びかけ、注文受付時の適量注文の呼びかけ、残しま宣言応援店である旨の呼びかけ。５点目に啓発活動、ポスター掲示などによる食べ切り促進に向けた啓発活動の実施。６点目に、独自の取り組み、１点目から５点目以外の食べ切りにつながる店舗独自の工夫。この以上の６項目のうち１項目以上の取り組みを行っている店舗を「残しま宣言応援店」として登録している状況でした。

そこで２点目ですが、市街地を中心に大仙市には多くの飲食店があることから、市内の飲食店に広く協力を呼びかけ、市民の食べ切りを促進するための取り組みを行う飲食店等を（仮称）「食べきり協力店」として登録する制度を導入するなど、国でも大きく取り上げられ、社会的課題となっている食品ロスの削減について、大仙市としても、できることから取り組んでいくべきというふうに考えますが、市当局のお考えをお聞かせ願います。

以上です。

○議長（千葉 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松副市長。

【老松副市長 登壇】

○副市長（老松博行） 質問の食品ロス削減への取り組みについてお答え申し上げます。

食品ロス削減については、ごみ処理量の減少につながり、地球温暖化の抑制にも寄与するものと考えており、市民に向けて市広報やFMはなびを通じて食べきりなどの呼びかけを行っております。

また、市職員が率先して取り組んでいくため、庁内掲示板を活用した呼びかけも行ったところであります。

議員ご提案の食品ロス削減を宣言する取り組みについては、福岡県北九州市の「残しま宣言」をはじめ、各地で同様の運動が展開されているようであります。このような宣言やキャッチフレーズを用いた運動は、市の取り組み方針を明確にし、広く市民に浸透していくなど有効な取り組みであり、キャッチフレーズなどについては、市民から広く公募するといった手法も考えられますので、今後、具体的な進め方を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、食べきを促進する飲食店を「食べきり協力店」として登録する制度の導入についてであります。市では毎年ゼロ予算事業として、市内の事業所を訪問し、ごみ減量に向けた現地調査並びに指導を行っております。今年度は食品ロスに焦点を当て、市内の飲食店を対象に、食べ残しや調理くずといった食品残渣の発生量や処分の状況などについて調査することとしております。「食べきり協力店」登録制度については、飲食店からの積極的な参加と継続性のある取り組みとしていく必要がありますので、事業所訪問の調査結果なども踏まえ、今後、具体的な内容について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

【老松副市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○2番（秩父博樹） これから検討していかれるということで、非常に前向きな答弁と受け止めたので、どうか今後の取り組みをお願いしまして今回の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（千葉 健） これにて2番秩父博樹君の質問を終わります。

【2番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（千葉 健） 昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午前1時とさせていただきます。

午後 0時00分 休 憩

.....

午後 0時59分 再 開

○議長（千葉 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。6番佐藤育男君。

（「はい、議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、6番。

【6番 佐藤育男議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（佐藤育男） 大地・公明の会の佐藤育男です。一般質問の前に、先程午前中、秩父議員より話ありましたB-1グランプリの件につきまして、私もちょっと添えたいと思います。

今回は第10回を記念した大会ということで、当初、ふるさと団体の投票ということでした。今回10回記念ということで、各市町村の魅力をPRして、それを対象に行きたいまち、住みたいまち、応援したいまちということで、自治体に投票するというものでありました。

大曲納豆汁旨めもの研究会の皆様には、納豆汁を提供しながら大仙市のPRをしていただきまして、本当にありがたいと思っております。こんなイベントがありましたら、花火のまち大仙をPRするには、よい機会だと思っておりますので、今後とも官民協働で取り組んでいってはいかがかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

放課後児童クラブの1点につきましてお伺いをいたします。

現在、放課後児童クラブの利用状況を見ますと、利用している児童は、今年の4月1日現在で901人となっております。平成17年が291人とのことでしたので、利用

者が10年間で3倍になったことになります。

また、大仙市内小学校低学年の1年生から3年生まで1,779人のうち、放課後児童クラブ利用者が760人と、約43%に当たります。小学校1年生に限ってみますと、576人いるうち303人が利用しており、半数以上の1年生が利用していることになります。さらに、藤木小学校の1年生の状況を見ますと、1年生が12人いるうち11人が利用しており、ほぼ全員が利用していることになります。そして利用希望者については、今後も増加することが予想されます。

そのような状況下、当市内において現在32名の待機児童が発生している現状であります。私が、平成26年第1回定例会で放課後児童クラブのことについて一般質問させていただきましたが、その時は21クラブで利用者が700人であったことをご答弁いただきました。それを見ても3年間で200人以上増えたことになります。それは、共稼ぎ家族の増加や平成27年度より利用対象者を小学校高学年まで引き上げたことが、利用希望者の増加の要因となっていると考えられます。

しかしながら、10年間で3倍以上になった利用者に対しまして、施設整備が追いつかない状態になっているのではないのでしょうか。現在では、放課後児童クラブが25クラブあるうち、大曲小学校や花館小学校など9校が学校の施設を一部活用され、運営をされております。待機児童の多かった横堀小学校では、学校側の理解もあり、今月24日より放課後児童クラブが開設され、待機児童の解消が図られることが市長より報告がありました。また、中仙地域においては11月1日現在で5人の待機児童がおり、そのうち4人が低学年であります。中仙地域には八乙女児童クラブがありますが、定員60人に対し62人が利用しており、これ以上の受け入れができない状況にあります。そのため、豊成地区の豊川小学校及び豊岡小学校の余裕教室の活用についてご検討いただきたいと思います。

このように小学校の余裕教室の活用に対しては、ある程度進められておりますが、まだ不足しているのが現実であります。そこで質問ですが、小学校の余裕教室の活用について、より一層進めていただきたいと思いますと思いますが、お考えをお伺いいたします。

また、活用させていただく際に、学校施設と区分するために仕切られておりますが、仕切られたことで通学路の確保や出入口の増設、消防施設の設置等の制約がかかり、施設整備費が多額になるケースがあります。この施設を設置しないで、小学校の現状の施設を使わせていただくことで放課後児童クラブの開設はできないものなのでしょうか。

小学校の同一敷地にあることが、子供たちの安全・安心の確保のためにも、また、待機児童の解消と遠距離の送迎解消にもつながりますので、よろしくお願いをいたします。

また、公共施設等総合管理計画が、今検討されている現在において、既存の施設の有効活用の観点からも、よろしくお願いをいたします。

二つ目は、理科室、音楽室、図工室等の特別教室を学校教育の目的には使用していない放課後の活用において、児童クラブ室として利用してはどうかとする思いからの質問であります。

秋田市では、市で運営している児童館や市が委託している児童クラブがありますが、唯一児童室がなかった下浜小学校において、音楽室を改装して児童室を開設した記事を見ました。嘱託職員を2、3名配置し、平日は午後1時半から午後6時半まで、学校休校日や土曜日には午前8時半から午後6時半まで開いているそうです。このような事例が当市でもできるのであればとの思いでの質問であります。

教育委員会と学校側が連携を図り、積極的な受け皿の確保に取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、ご所見を伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 佐藤育男議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、小学校の余裕教室の活用につきましては、各小学校の余裕教室は、算数等における少人数学習や外国語活動のための専用教室等、各小学校において有効活用しております。また、特別支援学級の新設等不測の事態に備え、一定数の余裕教室を確保しておく必要があります。

一方、放課後児童クラブの利用者が増加し、待機児童も発生している現状から、市教育委員会といたしましては、円滑な放課後児童クラブ運営のために学校施設を活用することも必要と考えております。既に横堀小学校も加えて10校が学校施設を放課後児童クラブに提供しており、各学校の事情を考慮しながら、引き続き所管する健康福祉部と協議してまいります。

なお、土曜日や放課後等、学校の教職員が不在となる時間帯があることから、学校施設の安全管理上、学校施設と区分する仕切り等の設備は必要な条件と捉えております。

また、ご指摘のあった豊川小学校につきましては、余裕教室がないこと、豊岡小学校につきましては、生活科室の活用を検討したものの安全面での課題があることから、放

課後児童クラブへの活用が実現できない現状にあります。

こうした状況を受け、所管する健康福祉部において、平成29年度、八乙女児童クラブの施設環境を整備するとともに、定員を拡大して待機児童の解消に努め、中期的な視野から受け入れ体制を整えることとしております。

次に、特別教室の放課後等の活用につきましては、理科室、家庭科室、図工室などの特別教室には多数の教材備品等があることから、児童の安全確保や教材備品の破損防止などに十分配慮する必要があります。

また、放課後児童クラブは、土曜日や放課後も開設されることから、学校施設の管理上、他の教室へ出入りできない仕切り等の設置が必要な条件と捉えております。そうした課題に支障がない場合は、放課後児童クラブとしての活用が可能となることから、特別教室の活用についても各学校の事情を考慮しながら、引き続き所管する健康福祉部と協議してまいります。

以上であります。

【吉川教育長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○6番（佐藤育男） 今、教育長の方から今までの取り組み等、説明ありました。大変ありがとうございました。実績を聞きますと、大川西根小学校なんかは視聴覚室を使わせてもらって、別にまた視聴覚室を設置したというような例もあるようです。できる限り頑張っておられるようですが、先程言いましたように32名の待機児童がいるのは現実であります。施設も追いついていないというような状況だと思います。今後、当局といろいろ協議をしながら解消に向けて努力していただくことと答弁いただきましたけれども、その今、32名の待機児童、ましてこれから増える可能性もあります。その待機児童がどのように解消されていくか、そのスピード感と言いますか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

それと、ちょっと聞きますと、八乙女児童クラブ、今60人の定員であります。部屋を二つにして70人の定員にするというような計画もちょっと聞いております。現在62名が利用しております、70名、いわゆるもう8名分の余裕ができてきますけれども、中期的な視野でいろいろ考えていきたいというようなことありましたけれども、

そのスピードで果たして間に合うのかどうかというようなことをちょっとお伺いしたい
と思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 再質問にお答え申し上げます。

放課後児童クラブの今後の対応につきましては、一応所管している健康福祉部の計画
等ということですので、そちらからのご意見というものをですね、まずお聞き願いたい
なと思いますが、議員ご指摘の仕切り等、まず使わなくても、まずもっと自由に使わせ
たらいいんじゃないかというお話ございました。確かにそれも一理だと思うんですが、
私はやっぱり二つの点からですね、できれば欲しいなと思っています。

やはり一番心配なのは、その放課後児童クラブに入るですね、子どもたちの動線、動
き具合ですね。やっぱりこれを最小限度にしていだきたいということです。それはな
ぜかと申しますと、やはり例えば玄関からずっと1階通ってですね、あるいは2階まで
行くとかですね、そうなった場合、どうしても子どもがそれくらい動ける範囲がござい
ますので、放課後、もしくはですね、休みの日なんかですね、土曜日なんか使われる
わけですので、安全管理ということもございますが、やはり先生方ですね、どうして
もやっぱりこう来ますと対応しますので、やっぱり放課後と貴重な教材研究等の時間も
ございますので、やはりそういった点の負担を少しでも軽減していただきたいというこ
と、それからもう一つは、やはりこのとおり災害が、想定外の災害もございますので、
そうしたときにですね、特に週休日等、土曜日なんかやっていた場合、この子どもたち
の動線が広ければ広いほど放課後児童クラブの職員が対応するのが大変です。やはり最
低限度のところにいると、避難するときもすぐできます。そういった災害時等の対応面
でもですね、できる限りですね、動線の短い環境をつくっていきいたいと考えておりま
す。いずれ、決して学校施設を使わないとかですね、そういうことではございませんの
で、その点を十分配慮した上でですね、我々としても協力してまいりたいなと思ってお
ります。

○議長（千葉 健） 再々ございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○6番（佐藤育男） 再質問に対してご答弁ありがとうございました。

子どもたちの動線とありました。かなり子どもたち、活動的に動くわけですがけれども、

それを考えても同じ学校に児童クラブがあれば、最小限の動線で収まると思うんですよ、だから私、災害時ももちろんです。ですから、基本的に学校施設に、敷地内に放課後児童クラブがあるのが、私は基本かなというのはちょっと思っていますけれども、いずれいろいろ当局の方のお考えもあるとは思んですが、いずれにせよ今、若い世代の子育て世代のライフスタイル変わってきてます。どんどん増えていくと思います。そんなことにやっぱり対応していかなければ、私の前に子育て支援ということで何人かご質問されておりますので、ここなんていうのはやっぱり住みたいまちというところの観点からいくと、結構大きなウェイトを占めるところではないかなというふうに思っています。ですから、答弁はいりませんが、市当局と・・・じゃあ市の方からもいろいろご協力をいただいて取り組んでいただければなというふうに思いますので、市長ですか、よろしくお願いします。

○議長（千葉 健） 市長より答弁。

○市長（栗林次美） ご質問の内容が余裕教室というところを中心にした内容でありましたので、教育委員会から、教育委員会として、学校としての余裕教室というものの定義的なものを説明させていただいたところであります。

この余裕教室の問題については、ずっと漠然とした余裕教室という新聞等では表現されますけれども、我々は教育委員会と話をし、児童クラブ等に活用できないかということは、いろんなケースで話はできておりますけれども、現時点では学校側、教育委員会とすれば、余裕教室も一定のものがなければならない、こういう目的でちゃんと使っていますという答弁をさせていただいたと思っております。

ただ、その辺につきましては、仮に学校に少し手を加えれば校舎のスペースが出てくるという可能性もありますので、その辺については通常のいろんな話し合いを行いながら、今回の横堀小学校についても、若干手をかけて余裕教室を提供してもらったという形にしておりますので、そういうことは丁寧に行っていきたいと思えます。

それから、もう一つ、このとおり放課後児童クラブの利用者、どんどん増えてきています。器だけじゃなくて人材、人の問題も非常に今、大変な状況になってきたと我々認識しております。この問題につきましては、多分まだ6年生まで国は全体枠を拡大させたわけですので、まだ増えると思います。それをどうするかというのを、まず今、真剣に考えているところです。大曲の町場につきましては、児童館と併設するような型、こういう型も一つあると思います。学校の場合は、学校のいわゆる空き教室という部分を

活用できれば、そういう形でも一つできますし、あるいは、敷地内ということで学校側で問題がなければ、敷地内に新しく建てるという方法も今とっているところであります。したがって、今後の問題につきましては、おそらく学校の校舎等はいろいろあれしても、これ以上、余裕が出ないということであれば、学校敷地内、あるいは公的な施設の近くに作るとか、そういうこともこれから考えていかなきゃならないというふうに思っていますので、その辺は部を中心に、教育委員会と連携をとりながら、もう少し具体化させた計画を出さないと増えてくる子どもたちに対応できないのではないかという問題意識を持っていますので、少し時間いただきたいと思います。

○議長（千葉 健） これにて6番佐藤育男君の質問を終わります。

【6番 佐藤育男議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、9番佐藤文子さん。

（「はい、議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、9番。

【9番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。

はじめに、地域医療構想について見解を伺いたいと思います。

秋田県は、10月、2014年6月公布の医療介護総合確保推進法によって策定を義務付けられた地域医療構想を発表いたしました。

それによると、秋田県内に2015年度には1万1,277床あるベッドを2025年、10年後には9,143床に、2,134床削減する内容になっております。

大仙仙北圏域は1,063床現在あるベッドを847床に、216床の削減となっているようです。

高齢人口が増えるので2025年の病床は17万床増えると、当初試算していた厚労省は、病床を高度急性期機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能の4つの医療機能に分類するとともに、それぞれの病床の必要量をレセプトデータや受療率、そして2025年度の年齢別人口などで算出することで削減を図ったようであります。

大仙仙北の4機能の内訳は、高度急性期で現在0を65床に65床増加させる一方、急性期は現在605床あるものを308床に297床減少、回復期は192床から250床へと58床を増やし、慢性期は263床から224床に39床減らすとなって

おります。急性期と慢性期が大幅に減らされようとしております。

高齢者の多くが、いろんな病気を抱えながらも治療や介護を受けながら在宅で施設で生活しております。一旦病気が悪化したり重い感染症にかかったりしたとき、いつでも受診したり入院をして適切な治療を受けられることを私は願っています。

秋田県は、全国一の高齢化であり、大仙市のそれは県よりも高くなっております。高齢世帯が増加し、要介護者が増える中、入院や救急を要する患者が増えるのは当然であります。そんなときに将来人口が減少するからといって、急性期や慢性期のベッド数を減らすというのは、地域医療や介護の現実を見ていないように思えてなりません。

秋田県は、死亡率は全国一高く、死亡原因の悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、肺炎による人口10万人当たりの死亡率は、いずれも全国ワースト5に入り、大仙市のそれらは秋田県をさらに上回っております。

地域医療構想というなら、こうした秋田県の悪しき実態から脱却できるように、高度急性期から回復期、慢性期、在宅医療に至るまで、患者の状態に応じて適切な医療を提供できるよう、医師の確保のためどうするかも含めて考えていただきたいものだと思います。

そこで伺います。

一つ目は、病床機能の分化と病床数の削減が明らかになりました今回の地域医療構想に対する市長さんは、どのようにお考えになっているのか。そして、今後の対応についての見解を伺いたいと思います。

二つ目には、秋田県全体の問題として慢性的な医師不足が言われており、医師確保のための現状と県と市の連携による大胆な確保策と検討されているものなのか、伺いたいと思います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の「地域医療構想」については、県が人口構造等の変化を見据えた中・長期的な医療ニーズの動向に合わせ、将来にわたって必要な医療が安定的に過不足なく提供される医療供給体制を確保し、できる限り住み慣れた地域で安心して生活していくため、地域包括ケアシステムの構築を含めた医療・介護サービス全体の体制を充実させるために

策定されたものと理解しております。

「地域医療構想」では、人口及び高齢化率を推計し、医療供給体制の現状と課題を分析し、目指すべき方向性と実現のための施策が記述されており、その中で大仙・仙北地域では、現在の医療機能の充実を基本としながら、不足する機能については他の区域との連携を図り、将来の医療需要に対応したバランスのとれた医療機能を持つ体制を目指し、特に将来圏域で不足されると見込まれる回復機能の強化を促進するとしています。

こうしたことから、「地域医療構想」における病床機能の分化と病床数については、県が2次医療圏ごとに高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの病床機能に分けて、将来推計人口や患者の受診動向などに基づき、将来必要とされる医療機能を把握し、不足している機能をどのように解消していくかを判断するための目安であり、病床数の削減を要請するものではないと理解しております。

市といたしましては、今後も市民が安心して医療を受けられるよう地域医療構想に基づいて、県や関係団体と連携して推進してまいりたいと思います。

次に、医師確保対策につきましては、県が策定している「秋田県医療保健福祉計画」では、県外からの研修医等の確保推進や若手医師が大学と地域の医療機関を循環しながらキャリア形成するための支援を行うなど、県内定着していただくよう魅力ある環境づくりを推進することとしております。

また、修学金貸与制度の継続による修学支援や、最新の医術を習得できる魅力的な医療環境の創出、女性医師が仕事と家庭を両立できる就労支援のほか、市においても不足が懸念される産科医の安定確保のため産科医確保支援事業を実施するなど、多様な医師確保対策を進めております。

今後も、県や大学、医療機関等と連携し、医師の安定確保と地域医療の充実に努めてまいりたいと思います。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○9番（佐藤文子） 地域医療構想に対する市長の見解も、秋田県知事の発表した内容と、一致しているというふうに私は思っておりますけれども、いずれこの地域医療構想は、そもそもの目的が医療費削減にあるというふうなことは、この間の政府の医療費効率化

推進の説明でも明らかになっております。策定にあたってはベッド数などの医療需要の算定というのは、２０１３年度の医療提供体制という、そこを基準にした患者数であります。医師をはじめ、また、医療従事者の不足というふうな中で稼働ができるベッドが少なくなったり、また、そもそも医療過疎というふうな実態も見た上で、そのままそれを基礎にして作られたデータと言われております。

そこでちょっと伺いたいのは、この大仙仙北圏域の医療、全部で２１３床が結果的に削減する動きというふうなわけでありますけれども、現実には病院に入院して治療をしないではいけないんですけれども、ベッドが空いておりませんので今は入院させることができませんとか、また、高齢者は入院した場合でも入院早々から退院の時期を見定められる、入院の短期化というふうなことがどんどん進んでおります。実際、肺炎だとか、また、高齢化でどうしても出てくるがん、あるいは循環器疾患等が、高齢化になればなるほど増えるのはわかりますけれども、そうした方々の死亡率というふうなのが、非常にこの大仙市は高いというふうな状況を見ておりますと、今の大仙仙北の圏域で、こうした高齢者を中心とした治療を要する患者に対して入院、あるいは適切な治療というふうなのが、本当に今図られているのかというふうなことを非常に疑問に感ずるわけですが、その点ですね、現状の医療の提供体制、ベッドがこれで本当に、これをさらに減らしていいのかというあたりの市長ご自身のお気持ちというふうのあたりをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。

○市長（栗林次美） 再質問にお答えいたします。

まずこの地域医療構想でありますけれども、それぞれ医療を含めて、医療や自治体も含めて専門的な医療の立場、あるいはその周辺で大事なそういう関係をやっている皆さんが構成する委員会の中で議論されて計画が作られているわけです。その末端には自治体の職員も入っているわけですが、そういう中で一定の国から与えられる条件はあるわけですが、それが議員にしてみますと、医療費削減をあれして、そういう前提の条件ではないかということではありますが、それはそれとして、ただ一定の条件の中でやっぱり地域医療、県の医療というのは考えていかなければならないと思いますので、その中でまず最大限英知を絞って作り上げた計画だというふうに理解しております。

今おっしゃっているその部分については、やはり心配な部分があります。慢性期、こ

ういう機能区分を分けたわけですがけれども、慢性期のところが果たして大丈夫なのかなという懸念はありますけれども、この分はこの新しい制度、地域包括という中でやりなさい、やるというふうにしていますので、やっぱりここが、その慢性期の部分のある部分を相当カバーしていかないと、この計画は成り立たないのではないかなというふうに思っているところであります。

その地域包括の関係について、連携の会を通じて、今実際どこまでやれるのか、やらなきゃならないのかということをいろいろ研究、我々もしているところですが、なかなかこの地域でもその地域包括の部分、在宅医療を中心にした部分、非常に難しいということ、だけでもやらなきゃならないということで模索中ではありますが、ここの部分がある程度しっかりしていけば慢性期の部分が少し緩和できるのではないかなと、そういう計画になっているのではないかなというふうに私は思います。

そういうことで、我々今、その地域包括の部分、介護保険制度とつながっていく部分、ここのところをまずしっかり組み立てを行わなければ、この全体計画が崩れてしまうのではないかなというふうにそういう問題意識は持っておりますので、そういう問題意識を持ちながら、そこの部分について市としても全力挙げてやっていきたいというふうに思っています。

○議長（千葉 健） ただいまの答弁でよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 二つ目に、市の保健事業についてお尋ねいたします。

大仙市が合併して11年、各種保健事業では、がん検診において無料クーポン券を発行するなど受診率向上に努力されていることに敬意を表するものであります。

しかしながら、がん検診の受診率は、合併当初を大きく下回っているのが現状であります。当市のがん死亡率は県よりもさらに高いことは、先程の質問の中でも述べたところであります。

また、心筋梗塞や狭心症などの心疾患による死亡率は、秋田県が全国5番目に高いわけですがけれども、大仙市は県の死亡率をはるかに上回っているのも現状であります。

死亡率を下げるには、がんも生活習慣病も、早期発見・早期治療と生活改善が大切であることは言うまでもありません。自分の健康は自分で守るということは当然ですが、そのための健康診断であります。しかし、働いている方々にとっては健診のため

にしばしば仕事を休む、休暇を取るというふうなことも、なかなか難しいという問題も現実であります。

厚生労働統計協会発行の国民衛生動向では、全国の20歳以上の者について、過去1年間の健診や人間ドックの受診状況を調査しておりますが、その中で受診しなかった者について、その理由も報告されております。それによりますと、受診しない理由は、1番が心配なときはいつでも医療機関を受診できるから、2番目に時間が取れなかったから、3番目が面倒だから、4番目が費用がかかるからというふうになっているわけであります。

心配なことがないときに受診することこそ健診の意味があるのであって、面倒だ、時間が取れない、費用がかかるといった問題点を改善して受診率向上に結びつけられればよいのではというふうに考えます。

そこで提案いたします。一つは、市で実施している各種がん検診についての自己負担を無料にしていかがでしょうか。

二つ目には、市内中小企業労働者の特定健診にがん検診を組み入れて、一日で受診できるミニドック方式をとり、また、その費用の一部を助成し、がん検診受診率の向上を図ったらいかがでしょうか。

三つ目には、生活習慣を見直す動機付けとして、有用と考える血管年齢測定器というものを市で導入し、各種検診やイベントの際に活用してはいかがかと、この3点を提案したいと思います。

最後のこの血管年齢測定器というふうなことについて若干申し上げます。

名称や開発業者については、ここではあえて申し上げませんが、特徴について述べてみたいと思います。

この器械は、普段、血圧測定と同じようにして測定いたしますけれども、末梢動脈と中心動脈の機能と血圧を同時に、わずか2分で測定できるというものであるようです。

末梢動脈機能と中心動脈機能を測定することで、動脈硬化の度合いがわかり、年齢並みなのか進んでいるのか若々しいのかなどの目安となるようであります。

9月には、大曲中通病院友の会の健康まつりがありまして、この器械を使ったデモンストレーションに私も体験させていただく機会がありました。私はいつも元気だなあとよく言われますけれども、末梢血管は動脈硬化が結構進んでおりました。客観的なデータにより、自分の血管年齢を知り、生活を見直す、とてもインパクトのある体験であり

ました。

死亡原因疾患の３割ほどを占める心疾患や脳血管疾患の予防と早期発見に、大いに有用と考えることから、生活習慣の見直しのよい機会となるであろうということから提案させていただいたところであります。

以上の３点についてお尋ねいたします。

○議長（千葉 健） ２番の項目に対する答弁を求めます。老松副市長。

【老松副市長 登壇】

○副市長（老松博行） 質問の保健事業についてお答え申し上げます。

はじめに、がん検診の無料化につきましては、これまでに各種がん検診においては一部自己負担金をいただいて実施しておりますが、一定の年齢の対象者には、検診を受診するきっかけづくりと受診習慣の定着を図るため、無料クーポン券を交付いたしております。

今後も検診費用に対する自己負担額の軽減につきましては、対象者を絞った無料クーポン券の発行など、メリハリのある効果的な事業を推進しながら、国や県の動向も踏まえて検討したいと考えております。

次に、職場における健康診断につきましては、全国健康保険協会や健康保険組合におきましても、がん検診を含めた生活習慣病予防健診を推進しており、検診費用の一部を助成し、受診しやすい体制を整えているというふうに伺っております。市におきましても、仕事などの理由で検診を受けられない方への対策として、日曜日の早朝に特定健診のほか肺がん検診、胃がん検診、前立腺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診を同時に受診できる総合健診を６日間実施しており、健診体制の充実に努めております。今後も、関係機関と連携し、働いている方々が受診しやすい健診体制の整備に努めてまいります。

次に、血管年齢測定器などの健康状態を簡易的に測定できる機材の導入につきましては、生活習慣を見直すきっかけづくりとして、市が実施する事業において活用できるかどうか、これらの機材に関する情報を収集してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

【老松副市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○9番（佐藤文子） がん検診の自己負担無料について、これまで同様の自己負担と、また、メリハリあるいろいろ無料検診等の組み合わせ等も今後、検討、動向を見て考えるというような話でありましたけれども、いずれ検診の納付金というふうな、がん検診における納付金ですけれども、この自己負担による納付金というのは、28年度予算で1,688万5千円ほどの予算であるわけです。ここを無料にして、どれだけの受診率が3ポイント、あるいは4ポイント、もしそれぞれのがん検診において上がるのであれば、早期発見効果と、また、医療費の節減というふうなことにっては、この1,700万以上の節減効果は出てくるのではないかというふうに私は思っています。非常にがんの死亡率が高い、これは早期発見がもっともっと早くにできていけば、受診率が高くて早く治療を受けていけば、それによる死亡というふうなものを防げる可能性は十分にあるわけです。胃がんだとか、大腸がんだとか、肺がんだとか、そういうふうな意味で、治癒というところまでいかななくても、それで早々に亡くなってしまうというふうなことを防げる、それがやっぱりこの健診の勧奨でありますし、そこにお金をかけて市民の健康を守るというふうな立場を、ぜひともやっぱりこの大仙市、やさしい大仙市というふうなことでの市民の健康第一にやっぱり行政運営を考えてくれている市のやさしさというふうなものを、ぜひそこにあらわしていただきたいものだというふうに思うわけであります。1,700万程度の健診を無料にすることで、それ以上に大きな医療費削減と、また、受診率向上というふうなところに結びつく問題ではないかなというふうに思いますので、この自己負担問題についてもう一度要望をいたしますので、ご答弁願います。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松副市長。

○副市長（老松博行） 再質問にお答え申し上げます。

今までも議会とのいろいろな議論の中で各種検診の受診率向上対策につきましては、啓発活動と検診体制の整備、この2点が大事だということで今まで説明してまいりました。その啓発の中では、いろいろな広報等でPRするのはもちろんありますけれども、今申し上げました無料クーポン券の関係で、そうした受診奨励というようなことも大事な要素だと思って取り組んでおります。

それから、もう一つの方の検診体制の整備ということにつきましては、やはり日曜検診とか申し上げました。それから、コールリコール事業、これは受診率の高い外国では、

全てこのコールリコール事業に取り組んでいるというようなことも参考にさせていただいているところであります。そうした大きな考え方で取り組んでおります。

ご指摘のがん検診の自己負担金、男性の場合４種類のがん検診があるわけですが、全て受診した際の自己負担２，７００円、女性の場合は、ちょっと種類が多くなりまして５種類ということで５，４００円というふうになるわけであります。そんな中で今先程から申し上げてありますように、特定の年齢の方々に対しましては無料クーポンを配布して無料にしているというようなこと、それから、特定の年齢の方々にはコールリコール事業で実施した際には全額を補助していると、結果的には無料になっている、そういったメリハリといたしますか、がんにかかりやすいと言ったらちょっと語弊がありますが、心配してほしいと受診していただきたい年齢の方々に対しては、そうした対応をしているところでありますので、そういったことを推進しながら今後とも検討してまいりたいというふうなことであります。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 健） 再々ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） これにて９番佐藤文子さんの質問を終わります。

【９番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、日程第２、議案第１９３号から日程第２１、議案第２１２号までの２０件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第１９３号から議案第２１２号までの２０件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（千葉 健） 次に、日程第２２、議案第２１３号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 資料Ｎｏ．４の追加議案書をご覧いただきたいと思います。

１ページから５ページまでになります。

議案第２１３号、大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条

例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が12月2日に公布されたことに伴いまして、関係いたします三つの条例の改正を行うものでございます。

一つ目は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の関係であります。

介護を行う職員の時間外勤務につきましては、職員の請求に基づきまして月24時間かつ年150時間を限度とすることができますが、今後はこの時間制限に加え、免除することも可能とするものであります。

また、介護休暇につきましては、連続する6カ月の期間内で介護休暇を取得することとする現行の制度を見直しし、通算して6カ月の範囲内で最大3回まで分割して取得することができるよう、制度を拡充するものでございます。

このほか、介護休暇とは別に3年の期間内で一日につき2時間を限度に取得することができる介護時間という休暇を設けるものでございます。

二つ目の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましては、ただいまご説明申し上げました介護休業の制度改正にかかわる所要の規定の整理を行うものでございます。

三つ目の職員の育児休業等にかかわる条例の関係でございます。

今般の法改正によりまして、国におきましては、育児休業を取得することができる職員の子の範囲が特別養子縁組における監護期間中の子など一定の要件を満たす者まで拡大されました。本市におきまして、これに準じまして同様の見直しを行うものでございます。

条例の施行は、介護休業の制度改正に伴う所要の経過措置を設けた上で、平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（千葉 健） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第213号は、総務民生常任委員会に付託いたします。

○議長（千葉 健） 次に、日程第２３、陳情第５０号から日程第２８、陳情第５５号までの６件を一括して議題といたします。

本６件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（千葉 健） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、１２月９日から１２月１５日までの７日間、休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 異議なしと認めます。よって１２月９日から１２月１５日まで７日間、休会することに決しました。

○議長（千葉 健） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる１２月１６日、本会議第４日を定刻に開議いたします。

大変ご苦労様でした。

午後 １時５５分 散 会

